

生活困窮者の支援制度が
始まりました

市では、生活全般にわたる困りごとの相談窓口、「くらしの支援センター」を社会福祉協議会内に設置しました。働きたくても働けない、住む所がない、など、まずはご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

開設時間

平日 8 時 30 分～17 時 15 分

問合せ先

くらしの支援センター

☎ 3294

下田市住宅リフォーム
振興事業助成金制度

制度の内容

住宅又は併用住宅で居住の用に供する部分の修繕、店舗部分の助成をします。

助成金額は 150 万円以上の場合は 30 万円、20 万円以上 150 万円未満の場合は 20%

の額を助成します。

※助成額の 30% は下田クレジット商品券で交付します。

※助成件数には限りがあります。助成の決定を得ずに着工したものは対象になりません。

受付期間

5 月 1 日（金）～6 月 30 日（火）

工事完了期日 11 月 30 日（月）

※必ず工事完了期日までに完了報告をしてください。

申請・問合せ先

産業振興課産業振興係

☎ 3914

5 月は消費者月間です

◎クリーニング・オフとは

訪問販売等で商品を買った後でも、一定期間内なら契約を解除できる制度です。買ってはみたものの、冷静に考えて「解約したい」と思ったらクリーニング・オフ制度を利用できます。

※相談無料、予約不要です。
日時 毎月 3、13、23 日
（土日祝は前後に振替）
10 時～15 時

◎消費に関わる「質問、お困り」は消費生活相談へ

の額を助成します。

場所 市役所会議室
問合せ先 産業振興課産業振興係
☎ 3914

国民年金後納制度を
ご利用ください

後納制度は、過去 10 年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、納付月数が足りず、年金を受給できない方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成 27 年 9 月 30 日までとなっています。お早めに申込みください。

問合せ先

三島年金事務所

☎ 055-973-1166

東日本大震災義援金
受付期間の延長

「東日本大震災義援金」にご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災発生から 4 年

が経過いたしました。未だ多くの方々が避難生活を強いられている中、今もなお多くの義援金が寄せられている現状から、受付期間を再延長することとなりました。

引き続き皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受付期間

平成 28 年 3 月 31 日（木）

受付場所

福祉事務所（窓口⑥）
郵便局・各銀行窓口

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥）☎ 2216

手話奉仕員養成講座
（入門編）を開催します

市では、聴覚障害者への理解、コミュニケーション技術（手話）の習得を目的とした養成講座を開催します。

募集人員

20 名

講座内容

手話講座 21 講座、
必須講義 3 講座

実施期間

6 月 11 日～11 月 19 日

※毎週木曜日（8 月 13 日、8 月 20 日、9 月 24 日を除く）

時間

19 時～21 時

会場 市民文化会館 2 階大会議室または下田市総合庁舎 4 回第 8 会議室の 2 会場
参加費 3,240 円（テキスト代込）

申込方法

福祉事務所または、社会福祉協議会に備え付けの申込用紙に必要事項をご記入のうえ、参加費を添えて左記まで申し込みください。

応募締切

5 月 29 日（金）

申込・問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥）☎ 2216

社会福祉協議会
☎ 3294

未来への森づくり
タウンミーティング

参加者募集

森林づくり県民税を財源として、荒廃森林の整備を進めている森の力再生事業の成果や今後の事業のあり方について皆さまの意見を伺います。

日時

6 月 1 日（月）
19 時～21 時

場所

総合庁舎 4 階
第 8 会議室

申込・問合せ先

賀茂農林事務所森林整備課
☎ 2082